# 令和5年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市町村分

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 市町村分 ]

総括的事項

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	継続	鹿児島県 三島村(鹿児島県) 十島村(〃) 大和村(〃) 宇検村(〃)	段階補正の割増下限人口の引き下げ		以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 段階補正は人口4千人未満の団体につの 管補正は人口4千人などを で割増率の観点が見直した。 の見かでで で表れるとしたが多でで のの経費に、人ののとがののとがののとがのはにが であるととのの経費によりのはないので であるというのとがののはで であるに算定にないます。 であるに であるとので であるとので であるがので であるとがらいまれる。 とので であるとので であるとので である。 であるとので である。 であるとので である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である
2	(省)	継続	京都市(京都府)	小規模市町村に有利な算定 方法の見直し	指定都市に対する財源配分が相対的 に不利となっているため、小規模市町 村に有利な算定方法を見直すこと。	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、教職員の給与負担事務など指定都市に移譲された事務に係る需要額の割増し、消防費や清掃費等について、都市化の度合に応じた需要額の割増し等を行っている。令和5年度算定においても、都市部保算に増加している社会保護などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

番·	引 改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	新規	深浦町(青森県) 青森県 上越市(新潟県) 新温泉町(兵庫県)	消防団員の年額報酬に係る補正係数の充実	密度補正Ⅲの全団員への拡充	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 令和4年度における消防団員の年額報酬等に係る地方財政措置の見直しは、 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付消防庁長官通知)により策定された「非常勤消防団員の報酬等の基準」において、団員階級の年額報酬の標準額が36,500円と定められたことを踏まえたものである。
4	(省)	新規	京丹波町(京都府) 真庭市(岡山県)	消防費における「標準額支 払団員数」に係る密度補正 の見直し	消防費の密度補正皿については、年 額報酬標準額の引き上げを踏まえ、各 団体の非常勤消防職員の年額報酬等 係る財政需要を的確に員数に応じる 場でを要要を担けるの団体にの で、可員数が2倍超の団体は りまでで、団員数が3き上げると実情を でで、対してがままでがあるとより でで、対しては、対しては が2倍超の団体は が2倍超の団体は が2倍超の団体は が3を標準額まで引き上げると実情を が3を標準額まるため、 対4のに反映されたい。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 令和4年度における消防団員の年額報 酬等に係る地方財政措置の見直しは、各 市町村の年額報酬等に係る財政需要をある 市町村の年額報がに行ったものである。 一部では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 市町村分 ]

[ 需要

消防費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	新規	標 (") (") (") (") (") (") (") (") (") (")	小規模団体における消防費 の更なる充実	正の拡充をお願いしたい	一部採用する。  人口規模に応じた段階区分ごとの消防職員数については、実際の消防職員数や決算の状況を踏まえて設定しており、小規模団体については、令和5年度においても、引き続き見直しを行ったところ。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

「 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(省)	継続	札幌市(北海道)	道路除排雪経費の実態に見 合った寒冷補正係数の引上 げ	アはこちたる。 平成30年度同意見…引き続き検討 令和元年度同意見…引き続き検討 令和2年度同意見…引き続き検討 令和3年度同意見…引き続き検討	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 除排雪に要する経費については、令和 4年度において、積雪の差による級地区 分の見直しを行ったところであるが、今 後も除排雪経費に係る実態を把握し、検 討していく。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 市町村分 ]

[ 需要 ]

下水道費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	新規	岩内町(北海道)	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金を 利用した下水道料減免によ る基準財政需要額減少への 措置について	生じるおそれがあるため、現状の算定 方法では捕捉できない事案として、特 段の考慮をする必要があると考える。	高資本費対策に係る措置は、資本費の高い団体について、使用料の徴収が可能となる程度まで処理原価を下げるための措置であることから、使用料単価の基準を下回るレベルまで使用料単価を下げる団体に対して、本措置は適用することは

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 市町村分 ]

[ 需要 ]

下水道費

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(省)	新規	石巻市(宮城県)	公共下水道の維持管理に係 る雨水ポンプ場の箇所数を 用いた密度補正の導入につ いて	はなく、多くの雨水ポンプ場を整備して浸水対策を十分に行う必要がある地	ぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。雨水処理施設の標準的な維持管理費は、単位費用及び密度補正(排水人口・排水面積)で基準財政需要額に算入されてい
9	(省)	継続	宮城県	下水道費の投資補正(高資 本費対策)に係る30年未満 要件算定方法の見直し	東)に係る30年末満要件について、    事業の中で2以上の処理区域がある下	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

「下水道費」

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	継続	甲賀市(滋賀県)	下水道費の資本費にかかる 基準財政需要額への適切な 算入	東走から対象外となった。また、現在   も下水道整備を進めており、今後も資	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の 見直しを検討しているところであり、こ の内容を踏まえ、交付税措置を検討して いく。
11	(省)	継続	滋賀県	下水道費の投資補正(高資 本費対策)に係る30年未満 要件の見直し	下水道費の投資補正(高資本費対 策)に係る30年未満要件について、 「下水道財政のあり方に関する研究	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の 見直しを検討しているところであり、こ の内容を踏まえ、交付税措置を検討して いく。
12	(省)	継続		下水道費投資補正(高資本 費対策)に係る供用開始後 30年未満要件の緩和	に存在すること、今後人口減少や企業	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の 見直しを検討しているところであり、こ の内容を踏まえ、交付税措置を検討して いく。

#### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ] [ 需要 ]

[ 小中学校費

番号 改正事項 新規・継続 事項名 処理の方針(案) 団体名 意見の内容 普通交付税の基礎数値となる要件 は、「登下校で通学に供するスクール バス等で、運行日数が7割程度使用さ れるもの」とされている。 以下の理由により採用しない。 しかし、地域によっては経費削減な どの理由から登下校で車両を変更し運 普通交付税の基準財政需要額は、それ スクールバス・スクール 行している場合があり、場合によって 13 新規 夕張市 (北海道) ぞれの地方団体の財政支出ではなく、標 (省) ボート数の計上要件の変更 は運行日数が7割未満となり、普通交 準的な経費を算定するものである。普通 |付税では措置されないこととなるが、 交付税の措置要件を満たさないスクール 実態は稼働本数によって委託料を支 バス等については、特別交付税により所 払っていることから、片道運行の場合 要の措置が講じられているところ。 でも実態として車両を変更して往復運 行を行っている場合は、基礎数値の対 象とみなす必要があると考える。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 市町村分 ]

[ 需要 ]

生活保護費

番	号。改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	4 (省)	継続		生活保護費における扶助費の全額算入	額に係る地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 ・扶助単価において各団体の実績単価を反映すること ・生活保護費において過大・過少分を	一部採用する。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数ととの差による精算を実施している。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

[ 生活保護費 ]

				工作体及关		
番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(省)	継続	大阪市(大阪府)	密度補正の医療扶助に用いる基礎数値の見直し	では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費にのの各基値における当りでのののでは、 生活ののののでは、 を基準における当りに標準のののでは、 を基準における当に標準のでは、 では、のででは、 では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 で

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

社会福祉費

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(省)	継続	大阪市(大阪府) 尼崎市(兵庫県) 那覇市(沖縄県)	児童扶養手当の密度補正の見直し	従って、地方負担額については、算 定の簡素化や財政需要の明確化の観点 からも、H18年度の三位一体の改革に おける負担割合の変更により発生する 地方負担額(増加需要額)に限定する 地方負担分(1/4)の需要額も含めた全 額に対して、受給者数を基礎とした密 度補正を行い、基準財政需要額に的確	続き検討する。 児童扶養手当に関する密度補正は、三位一体の改革による国の負担割合の変要とに伴う地方負担の増加分につととない方団体間の財政力格差を拡大しないよう、 三位一体の改革にお負担割合の部分についてより発生した地方負担を調いるものもりを受ける。 更により発生した地方負担外のの部にののである。 更により発生した地方負担をであるの変別についても密度補正を財政需要の客観

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ] [ 需要 ]

社会福祉費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(省)	新規	泉大津市(大阪府)	雇用施策との連携による重 度障害者等就労支援特別事 業における基準財政需要額 への算入		以下の理由により採用しない。 重度障害者等就労支援特別事業に係る 経費については、所要の経費を単位費用 に算入している。当該経費に係る新たな 密度補正措置の導入については、財政需 要の客観的・合理的な捕捉といった観点 や算定の簡素化といった観点も踏まえ、 慎重を期す必要がある。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要

[ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(省)	新規	香芝市(奈良県)	障害児保育に関する基礎数 値の見直し	る結果、障害児受入人員が4月時点より増加しているケースがある。	以下の理由により採用しない。 障害児保育に係る算定に当たっては、 保育所運営費の算定と同様に、当該年度 の4月1日現在の障害児受入人員の数値に より基準財政需要額を算定しており、前 年度途中の数値の異動も4月1日現在の 数値に反映されているものと考えられ る。

#### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要

保健衛生費

番号 改正事項 新規・継続 事項名 処理の方針(案) 団体名 意見の内容 以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それ ぞれの地方団体の財政支出ではなく、標 精神障害者通院患者医療費につい 準的な経費を算定するものである。精神 て、各団体における人口一人当たりの 精神障害者通院患者医療費 障害者通院患者医療費については、国の |公費負担額総額やレセプト件数、支給 19 継続 予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を (省) 北海道(札幌市) における地域の実態を踏ま 認定件数には大きな格差があり、多額 えた算定 の算入過不足が生じているため、統計 おいて、指定都市分は普通態容補正(権 数値を用いた補正を行うべき。 能差)において算定している。また、新 たな密度補正措置については、算定の簡 素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉 といった観点も踏まえ、慎重に検討して いく必要がある。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 市町村分 ]

[ 需要 ]

[ 保健衛生費 ]

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(省)	継続		指定難病の特定医療費の交付税措置にかかる補正係数 の創設について	指定難病の特定医療費について、多額の算入不足額を生じているため、人口当たりの指定難病患者数等の統計数値を用いた補正を行い、客観的・合理的に財政需要を把握できる算出方法にすべきと考える。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、そ、それ ぞれの地方団体の財政支出でである。 を 等費の支援である。 を 等費の 等を が を が を が を が を が が に お い に お に お に お に お に お に お に お に お に
21	(省)	継続		近年の資材単価等の動向を 勘案した公立病院の施設設 備に関する措置	建設改良に係る交付税措置について、建設物価指数が増加傾向にあること、また、ロシアのウクライナ侵攻後、建設資材高騰により公立病院の負担が多いことから、公立病院施設整備にあたり、実勢や地域の実情に合致した交付税対象建築単価に見直ししていただきたい。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を 踏まえ、交付税措置の対象となる建築単 価を引上げることとする。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 市町村分 ]

保健衛生費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法) (省)	継続	金沢市(石川県) 京都市(京都府) 大阪市(大阪府)	新型コロナウイルス感染症 への対応を踏まえた保健所 設置市の恒常的な人員体制 の強化について	新型コロナウイルス感染症への対応 を踏まえた保健所の恒常的な人員体制 強化に伴う追加需要に対して、普通態 容補正の見直し等により、実態に即し た交付税措置を講じていただきたい。	一部採用する。  保健所の恒常的な人員体制強化のた度は、令人員体制強化のた度においては、会議を表現の保健のでは、会議を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
23	(省)	新規	川崎市(神奈川県)	妊娠・出産された全ての方 を対象とした経済的支援の 市区町村負担分1/6について の適切な反映	妊娠出産子育て支援交付金に係る地 方負担額については適切に措置される べきであり、妊娠届出数・出生数は 「地域保健・健康増進事業報告」、 「住民基本台帳年報」から正確に捕捉 できることから、各団体の財政高こと できることから、告団体の財政ること できることから、告団体の財政と 正確に捕捉し、措置不足が生じ適切 でよう保健衛生費においしたい。 補正係数による算定をお願いしたい。	一部採用する。 妊娠出産子育て支援交付金の地方負担については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を保健衛生費の母子衛生費において単位費用措置することとしている。また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・負理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

#### 高齢者保健福祉費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(省)	継続	大阪寺(大阪庁)	老人医療費(後期高齢者医療事業会計等に係るもの) の単価差を反映する密度補 正の新設	老人医療費の単価差が生ずる原因は 一様ではないと思われるが、更に高齢 化が進み、今後対象者数が増加してい くことを考慮したうえで、決算額と交 付額の乖離が縮減されるようより適切 な措置を検討いただきたい。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、それ ぞれの地方団体の財政支出ではなく、標 準的な経費を算定するものである。ま た、新たな密度補正措置の創設について は、算定の簡素化や財政需要の客観的・ 合理的な捕捉といった観点も踏まえる必 要がある。

#### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

清掃費

番号 改正事項 新規・継続 事項名 意見の内容 処理の方針(案) 団体名 以下の理由により採用しない。 観光地における清掃費の財政需要を 普通交付税算定に用いる数値について 反映させるための密度補正の指標が は、算定の公平性を確保する観点から、 「入湯客数」のため、温泉地以外で 観光立国の推進に関する財 全国的かつ客観的な指標で、地方団体ご は、適切に財政需要を反映できていな 25 (省) 政需要の適切な反映につい とのデータが存在している必要がある。 継続 京都市(京都府) いと考えられる。宿泊に関する既存の 宿泊に関する既存の官庁統計を複数用い 官庁統計を複数用いることなどによ た場合であっても統計データ間の整合性 り、観光地特有の行政需要が適切に反 等が求められるほか、宿泊以外の観光客 映されるよう検討されたい。 に係る財政需要が適切に捕捉できない中 では、補正係数の設定は困難である。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 市町村分 ]

[ 需要

地域振興費

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(省)	継続	綾部市(京都府) 境港市(鳥取県) 琴浦町(〃) 大崎町(鹿児島県)	外国青年招致人員の対象範 囲の見直し		一部採用する。  JETプログラム等については、地域社会における国際交流と諸外国との相互理解を増進するという役割に着目して措置を行っているものであり、この趣旨を踏まえ、姉妹校等提携に基づくALTについても、対象に追加することととする。

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 市町村分 ]

[ 需要 ]

地域振興費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(省)	新規	大阪市(大阪府)		算定すべきと考えるが、これが難しい としても、より事業所税と相関関係が	すること等については、算定の簡素化の

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ] [ 需要 ]

#### [ 地域デジタル社会推進費 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(省)	新規	帯広市(北海道)	マイナンバーカードの普及 状況等を踏まえた交付税算 定の検討	交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討することに対し、自治体の財源を保障するといった地方交付税本来	採用する。 「地域デジタル社会推進費」の増額分の増額分のでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方での保有をでは、一方での保有ができる。 「地域デジタルでは、一方では、一方でののでは、一方でののでは、一方でののでは、一方でのでは、一方でのでは、一方でのでは、一方でのでは、一方では、一方でのでは、一方では、一方でのでは、一方でのでは、一方でのでは、一方でのでは、一方でのでは、一方でのでは、一方でのに、一方でのに、一方でのに、一方でのに、一方でのに、一方でのに、一方でのに、一方でのに、一方でのに、一方でのに、一方でのに、一方でに、一方でに、一方でに、一方でに、一方では、一方でに、一方でに、一方でに、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

#### [ 地域デジタル社会推進費 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(省)	新規	八王子市(東京都)	マイナンバーカードの普及 状況を交付税算定へ反映す ることについて	マイナンハーカートの音及状況を音	採用する。 「地域デジタル社会推進費」の増額50では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方での保有をできる。 「地域デジタル社会推進費」の増額50では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方でののでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

#### [ 地域デジタル社会推進費 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(省)	新規		マイナンバーカード交付率 の財政需要算入	「マイナンバーカードの交付率」の 普通交付税における地域のデジタル化 に係る財政需要算定への反映につい て、算入の取りやめ、もしくは交付率 が低い団体が不利にならないような算 定方法とされたい。	採用する。 「地域デジタル社会推進費」の増額500増額50元とでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 市町村分 ]

[ 需要 ]

臨時財政対策債

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(省)	継続	名古屋市(愛知県) 大阪市(大岡山市(岡山市) 大田市(広島市)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	財政力の弱い団体への配慮や財源調	以下の理由により採用しないが、引き により採用しないが、引き になけれていた。 には一つでは、の発行可能額をでは、の発行ではでは、の発行ではではではではででででででででででででででででででででででででででででで